上代ア列の後母音性

森山隆

一

上代のア列母音については、つとに有坂秀世氏が音節結合の法則を提唱されて以来、上代の母音体系の中においてウ列およびオ列甲類母音とともに、後舌的な男性母音としての役割を果してゐることが指摘されてきた。[1] また別に有坂氏は、(イ)上宮聖徳法王帝説、(ロ)古事記、(ハ)日本書紀、(ニ)仏足石歌、(ホ)万葉集(東歌防人歌を除く)、(ヘ)続日本紀宣命(天平宝字三年までのもの)の六種の文献に現はれる万葉仮名の分用状態を精査されて、ア列母音が字音の面からも「大体に於て寧ろ後舌的であつたといふ可能性の方が多い」のではなからうかと推測された。[2]

これは今日において、なほ上代ア列に関する基本的見解と言へるであらう。ただその結合的性格の上では、少数ならぬオ列乙類母音との結合例をどのやうに解釈するかといふこと、またア列は上代において[3]すでに中性化の傾向にあつたとする泉井久之助氏のお説など、問題は今後に残るやうに思はれる。同様に字音の面についても、後舌系字母による表記の優位がどの程度まで確認され得るのか、改めて立場をかへて検討すべき余地があると考へられる。以下に本稿では先学の研究成果に恩恵を蒙りながら、特に字音表記の条件を考察することによつてア列母音の性格の一面を明らかにしたいと思ふ。

二

中古漢語の音韻体系の中で上代ア列の音写に使用された字母は、有坂氏の図表(上代音韻攷三八〇～三八一頁)でも明らかなやうにかなり多種の韻類にわたつてゐる。これらを大別して(イ)無尾韻類(便宜、母音韻尾の類を含む)、と(ロ)有尾韻類(-ŋ -k -m -p -t -n)に分類すれば、この両類はおほよそ次のやうな特徴を指摘できるであらう。

まづ無尾韻類としては、上代ア列表記の主流を占める後舌系aの歌戈韻(阿可賀左佐多陀奈那波婆和などの常用字母を含む)と前舌系aの麻馬禡韻(加沙邪麻夜也などの常用字母を含む)があり、そのほかに推古遺文その他に散見する中古支韻三等所属字(奇義宜など)四等所属字(移)、および哈灰韻(乃倍)佳韻(大太柴)豪韻

（早草）所属字などが見える。

これに対する有尾韻類は中核母音にaもしくはaを有し、かつ韻尾が-ŋ-k-m-p-t-nで収束する諸韻すなはち唐陽韻・鐸薬韻・覃咸（談銜）韻・合洽（盍狎）韻・曷黠（末黠）韻・寒刪（桓刪）韻にア列表記の字母は集中するが、上代文献全般におよぶ有尾韻類の事例とその用法は大野透氏の「万葉仮名の研究」（三八九～五二八頁）に委しい。ただ上代日本語が開音節であるために有尾韻所属字はそのまま直接に単音節仮名として用ゐられることは少なく、常に有尾韻を意識した用法に制約されるので（特に末尾音節の表記には使用され難い）ア列表記の際も無尾韻類所属字母に取って替る位置を占めるわけには行かなかった。

このア列表記の用法の大勢から考へて、有坂氏がアカガナタダナラ音節は歌韻所属字母、ハバマワ音節は戈韻所属字母、ザ音節は麻韻所属字母（三等）ヤ音節も麻韻所属字母（四等）が最も多いと結論されたのは当然のことながら重要なことである。

歌戈韻と麻韻は、王力氏によればほぼ南北朝第二期頃から詩における分用が見られ[4]、下って広韻の韻目にも歌韻には「戈同用」、麻韻には「独用」の細字の注記がある。また韻鏡では歌韻は内転第二十七開、戈韻は内転第二十八合であるのに対して麻韻は外転第二十九開および外転第三十合に配されて、歌戈韻と麻韻がその中核母音において一等aと二等のa関係であるにも拘らず同一転次の一・二等を構成してゐない。これらの二・三の資料の徴表的事実からも窺はれるやうに、歌戈韻と麻韻における後舌a対前舌aの関係は、もし上代日本語において類似の対立関係がア列母音に存在した場合、その弁別表記がおそらく可能であらうとの期待を懐くに足るものである。

しかしながら今一つの有尾韻所属字母による表記の場合には、その弁別表記の可能性が歌戈・麻韻の場合ほどに有効には期待できない。たとへば、唐・陽韻のやうに諸家によって中核母音の音価推定に異説の存するもの、また寒桓・刪韻のやうに字母そのものが一方に偏して所属する傾向にある故に、二者択一の条件に乏しいと見られるもの、などの点が指摘できるからである。

唐・陽韻の所属字母を見るに

唐韻……祥蔵奘當党宕嚢儻房莽郎浪

陽韻……鞅香相装方防房芳望養楊陽良

などのかなりの種類の字母が見られるのであるが、この二種類の字母が直接a対aの弁別に使用されたのであるかといふことについてはにはかに断じ難い問題をはらんでゐる。すなはち、カールグレン・董同龢・李栄などの諸氏が唐韻aŋ陽韻aŋと推定するのに対して、有坂秀世氏はカールグレン説を批判しつつ高畑彦次郎氏説を補って、唐韻と陽韻との関係は歌韻の一等と三等の関係と相似た構造である点などから推して両者の中核母音は唐韻ɑ陽韻aでなくて、ともにɑ（唐一等・陽三等）であるとされた[5]。陽韻所属字母の中には、大宝戸籍帳や古事記歌謡・万葉集などに常用字母的に使用された良が見える[6]。したがって陽韻がもし前舌的aであったなら七世紀後半から八世紀にかけての良の使用は、良に次ぐ後舌的字母羅邏（歌韻）などに対して前舌性の優位を主張できるかも知れない。しかしながら有坂説に拠れば良羅の使用差は直接にはɑ対aの弁別表記の意義を持ち得ないことになる。この有坂説の妥当性については専門諸家の批判にまつこととしても、唐・陽韻は歌戈・麻韻ほどにɑ対aの弁別の条件に恵まれてゐなかったと見得るであらう。このことは鐸・

薬韻についても事情は同様である。

また、寒桓（ân uân）・刪（an uan）韻は上古漢語の元部一・二等韻から中古漢語にかけて、その中核母音に大きな変化が見られず、万葉仮名として使用された安肝賛丹弾難半伴盤満丸などの字母はすべて寒桓韻所属であり、刪韻所属字母（たとへば開口—刪菅顔晏、合口—班板関頑など）が使用されてゐないので、いかにも上代ア列は寒桓韻に関する限り後舌的a系字母によつて表記される傾向を有してゐたかに見えるが、董同龢氏「上古音韻表稿」[7]を参看しても分明なやうに舌音系統の刪韻所属字母がほとんど見えないのをはじめとして、おほむね刪韻所属字母は寒桓韻所属字母に比して少数か稀れであることが指摘できる。すなはち表記の実態は両韻所属字母から適当に選択し得る状況になくて、いづれにしても寒桓韻所属字母を使用せざるを得ない環境にある。

刪韻は上古元部の二等韻を形成し、詩においては南北朝第三期以後、一等韻の寒桓韻と分用されたかに見え[8]、広韻でも「寒桓同用」に対して「刪山同用」であつて、âとaとの弁別機能を有したであらうことは推測できる。しかしながら刪同用の山韻すらもがわづかに閑（および辨）の限られた万葉仮名しか持ち得なかつたことから考へると、所属字母に乏しい刪山韻が、寒桓韻âに対する有力なa表記の位置を占め得ることは難しかつたと思はれる。

したがつて無尾韻に対して比較的所属字母の少ない有尾韻字によるâとaとの弁別は、その中で比較的万葉仮名の多い唐・陽韻、寒桓韻の場合ですら、右に述べたやうに、歌戈・麻韻ほどに十分な弁別表記の条件に恵まれてゐなかつたと見てよいであらう。このことは他の有尾韻字、合・洽（盍・狎）韻、曷・黠（末・黠）韻、覃・咸（淡・銜）韻の場合もほぼ相似た事情にある。

三

歌戈韻と麻韻とによる後舌âおよび前舌aの弁別表記が信頼するに足りる条件を備へてゐたことは前節に述べたやうにほぼ明らかとなつたが、ひるがへつて我が国上代の場合についてその具体的な状況を考察してみなければならない。

アカガサタダナラ・ハバマワ各音節は有坂氏の指摘のやうに確かに歌戈韻所属字母によつて表記されることが最も多いのであるが、そのことは直ちに上代のア列母音が後舌的であつたことを物語るものであらうか。便宜これらを舌音系タダナ音節、唇牙喉音系アカガハバマワ音節、歯音系サ音節に分けて検討してみよう。

まづ舌音系タダナ三音節について。この三音節に使用された歌韻所属字母（戈韻は使用されない）は多哆他陀駄奈那儺（大）などであつて常用字母的性格を持ち、麻韻所属字母は全く使用されてゐない。この事だけから考へるとタダナ音節の後舌性はあまりにも明瞭であるかのやうであるが、そこにはいささかの事情が伏在してゐるのである。

中古漢語の舌音系の構成は歌韻一等（韻鏡第二十七転）が舌頭音、麻韻二等（韻鏡第二十九転）は舌上音といふ組み合はせ（分布）であつてこの逆の関係は存在しない。つまり、切韻においては舌頭音は一・四等、舌上音は二・三等に現れるのである。カールグレン氏は前者をt、後者をtjと区別した。舌上音二等と三等は広韻の反切では同一類のものが使用されてゐるのでその区別を立ててゐない。この点については梵漢対音や現代諸方言などから見て二等t、

三等tjの区別を認めようとする羅常培（知徹澄娘音値考、歴史語言研究所集刊Ⅲ第2分冊）、有坂秀世（上代音韻攷二一六頁）、藤堂明保（中国語音韻論一六七〜一七〇頁）等の諸氏と、カールグレン氏と同じく一類として扱ふ董同龢（上古音韵表稿、歴史語言研究所集刊18、十四〜十五頁）、李栄（切韵音系一二七頁）両氏などの説があるやうである。舌上音の音価がṭ·tjのいづれであつたにしても舌頭音tとの差違はよほど明瞭であつたと思はれる。

したがつて、タ音節を例に取つて考へると、中古漢語における韻母と声母との関係は上図の如き表記関係が予想されるであらう。すなはち、タ音節が後母音的であつたなら確かに歌韻所属字母多（タ）で表記されたであらう。しかしながら、もしもその母音が幾分前寄りのaであつたとしてもやはり多で表記されたはずである。といふのは前寄りのtaなる音節を表記すべき字母は、上図の斜線の部位に相当する故に空欄であつて中古漢語の音韻体系中に存在しないのである。前舌aを表記すべき麻韻所属字母は吒荼拏などであつてタダナ頭子音に適当しないことは少し時代は下るが慈覚大師の「在唐記」の記事によつても推察できよう。これらは梵音のṭ·ḍ·ṇ·を表記するに使用される。

声母＼韻母	歌韻 â	麻韻 a
端母₁ t	ṭâ	／
知母₂ ṭ	／	ṭa

故に、麻韻所属字母が舌音系タダナ音節の表記に使用され得なかつた理由は、一にその頭子音の制約によるためであつて、その条件の下に歌韻所属字母が使用された所以が明らかになれば、上代舌音系タダナ音節がそのまま後舌的âであつたとするわけには行かないであらう。

つぎに唇牙喉音系アカガハバマワ音節について。舌音系タダナ音節については中古麻韻の頭子音に問題が存したが、唇牙喉音の場合は同じく麻韻の中核母音に注目しなければならない。といふのは確かに麻韻は中国本土においては八・九世紀の北方音に至るまでその主母音に前舌的aを保持してゐたかに見える。たとへば羅常培氏「唐五代西北方音」（使用された五種の梵漢対訳資料は七六三〜八五七ADの間のもの）所載の麻韻関係箇所（同書三五頁）を左に借用すると、

a	
切韵韵部	麻開二［a］
千字文	平麻 杷 ba' 沙 ça 嘉 ka' 上馬 仮 ka' 雅 'ga 下 ha' 去禡 駕 ga 稼 ka'
阿弥陀経	平麻 差 ts'a 上馬 仮 ga
金剛経	平麻 迦 ka

とあつて、麻韻二等字は唇牙喉音を問はず、すべて梵音aの転写に使用されてゐる。

しかしながら、上代万葉仮名ではこの唇牙喉音の麻韻二等字は上代エ列甲類表記の主要字母であつて亜家賈価牙雅下夏覇馬（エケケケゲゲゲヘメ）のそれぞれの用例があり、(9) ア列に用ゐられたのは加嘉麻巴把（カカマハハ）などで加麻（カマ）を除いては資料的に特殊な用法に属する。これらは同じ麻韻に属しながら何故に万葉仮名ではア列とエ列甲類に分用されたのであらうか。私はこれを次のやうに説明できると思ふ。

中古の麻馬禡韻は上古漢語の魚部系と歌部系出自の字母より成るが、この両系が合流したのは羅常培・周祖謨合著「漢魏晋南北朝韻部演変研究」（第一分冊）によれば両漢時代に魚部麻韻一系は魚部から歌部に移つたといふ。（同書序文ⅱ頁、本文二二頁）。この両系の字母は同韻を形成したとは言へ、万葉仮名には次のやうに反映して

ゐるのである。

	麻馬禡韻		
上古の部	上古歌部開口	加嘉	a
	上古歌部合口	麻	a
	上古魚部陰声開口	亜家賈価牙雅下夏	e(甲)
	上古魚部陰声合口	巴把・覇馬	a・e(甲)
	所属字母	万葉仮名	

すなはち、同じ麻韻を形成する字母の中でも上代万葉仮名でア列aを表記するのは上古歌部の出自であること、およびエ列甲eを表記するのは魚部の出自であつて、魚部出自の合口字巴把のみが一部aを残してゐたといふことが推測できるのである。

このことから考へると、唇牙喉音系のアカガハバマワ音節が上代にもし前寄りのaを保持してゐたとしても、それらを表記するには同じく麻韻所属字母であつても上古歌部出自の字母に拠らねば可能なことではなかつた。ところが董同龢氏「上古音韵表稿」を参看しても分明なやうに中古麻韻を形成する大部分の字母は上古魚部の出自である。したがつて、歌部出自の麻韻系所属字母をほとんど持たないワ音節をはじめとして、すでにe(甲)化の傾向を見せてゐた魚部出自の字母によつて占められてゐる麻韻系字母が、唇牙喉音系のア列表記に用ゐられなかつたのは当然のことと言はねばならない。アカガハバマワ音節は一部を除いては唇牙喉音の中核母音の音変の故に、麻韻所属字母が使用され得る条件になかつたと言へるのである。

さて歯音系サ音節の表記に関する限り、周知の如く頭子音の問題もからんで甚だ錯綜してゐる。歌韻に二等字は存在せず、また麻韻に一等字は存在しないので、表記の条件としてはタダナ音節の場合と甚だ良く類似する。

韻母 / 声母	麻韻a	歌韻â
精母1 ts		左佐
清1 ts'		磋瑳
心1 s		娑
疏2 ʂ	紗沙	
審3 ɕ	舎	

舌音系と同様に韻母および声母によつてサ音節表記字母を分つと上表のやうになるが、右の字母の中で瑳磋娑舎はほとんど書紀の歌謡(訓注)に集中して用ゐられる。したがつて、サ音節表記の主要字母は佐(左)と沙に限られてくるだらう。試みに大宝二年戸籍帳を見ても、

戸籍名	サ表記	摘要
御野国肩県郡肩々里戸籍	佐	
御野国味蜂間郡春部里戸籍	佐	
御野国本簀郡栗栖太里戸籍	佐	
御野国各牟郡中里戸籍	佐	
御野国山方郡三井田戸籍	佐	
御野国加毛郡半布里戸籍	佐	
豊後国戸籍	佐	
筑前国嶋郡川辺里戸籍	佐	
豊前国仲津郡丁里戸籍	佐	
豊前国上三毛郡塔里戸籍	沙	
豊前国上三毛郡加目久也里戸籍	沙	

		所属不明の断簡

となつてゐて、佐もしくは沙の単用、または佐沙複用を示し、推古遺文や日本書紀外国関係資料も沙佐の用法が見えるが、記歌謡は明らかに佐によつて統一し、記本文の沙は「沙本」を大多数の用例

とし、他は若干の地名・人名に限られ、万葉集も同様の傾向が見える。この用法は佐もしくは沙によつてその頭子、音にtsとsの差違のあるやうな書き分けを意図したものではなからうと思はれる。[10] 書紀本文の朝鮮関係資料にも、「紀臣奈率弥麻沙」（欽明二年七月条）を「弥麻佐」（欽明五年十一月条）と佐沙を同用した箇所があり、佐沙使用の初期の傾向は分明でないとしても、両者を同用する用法は確かに或る時期に存在したと思はれる。しかしながら佐の台頭が単にa表記を目指したとばかり見なすことができないのは、先にも触れた頭子音の問題が明確にならない限り断定できないのである。

以上は有坂氏が歌戈韻所属字母によつて最も多く表記されてゐるとされたアカガサタダナラ・ハバマワ音節について、舌音系・唇牙喉音系・歯音系に分けてその理由を検討してみたのであるが、特殊なサ音節を除いてはいづれも麻韻所属字母による表記が行はれ難い事情が明白になつたことと思はれる。実は、このまつたく逆の事実を有坂氏はすでに指摘されてゐるのである。すなはち氏は、ヤ音節に仮摂（a）の字を用ゐるのは果摂（â）は一等三等ばかりで影喩母四等の字が無い故であつて、そのために仮摂（a）の字を用ゐたからといつてヤ音節が前舌的のaで終るものであつたと決めるわけには行かない、[12] とされた。ところが、上に述べた如く、果摂系â字母で表記されたアカガサタダナラ・ハバマワ各音節にも、仮摂系a字母で表記され得ない事情はそれぞれ伏在してゐたのである。

四

さて、前節までに明らかになつたア列の各音節の表記の条件を試みに図示するなら、おほよそ次のやうな関係として把握することが可能であらう。

	ア	カ	ガ	サ	ザ	タ	ダ	ナ	ハ	バ	マ	ヤ	ラ	ワ
歌韻	○	○	○	○	╳	○	○	○	○	○	○	╳	○	○
麻韻	エ	㊥	エ	○	○	／	／	／	エ	エ	㊥	○	╳	╳

○……常用字母が存在する音節。
㊥……エ甲化の傾向にありながら常用字母が存在する音節。
エ……唇牙喉音系で、エ甲化の傾向にある音節。
斜線……舌音系で、使用され難い条件にある音節。
交叉斜線……所属字母に乏しい音節。

この歌戈・麻韻の表記条件の中で、もつとも注意すべきはカサマ音節の関係であらう。といふのは他の十一音節がそれぞれの理由から歌戈韻もしくは麻韻の一方しか使用できない条件にある時、両者を表面的にも両用した形跡があるからである。ただ、仔細に見れば既に述べたやうに、サ音節は佐と沙のやや錯綜した問題を含む関係であり、カマ音節は麻韻の側にたまたま上古歌部出自の加麻が存在してゐた為に使用される機会を摑んだかに見える。しかしながら、この稀な機会にたまたま使用されたかに見える加麻両字が、外ならぬ上代カマ音節表記の主要字母であつたところに問題が存するのである。

もし上代のア列が一それを狭く限定してカマ音節に限つても一後舌的なa母音に近いものであつたら、おそらく歌韻一等の字母が使用されたものと思はれる。万葉仮名としては哿訶可歌軻舸柯珂箇・摩磨魔など用例があつて字母の種類に事欠かない。また上古歌部の正確な音価は異論があるとしても（董同龢氏推定音価、歌韻â、麻

韻a)、後漢訳経以降に梵音aにあてられてゐるので(満田新造氏「中国音韻史論考」五〇頁)、魏志倭人伝や隋書倭国伝を参照しても上代ア列表記に使用され得る条件にあつたと思はれる。ところが、推古遺文・大宝戸籍帳・古事記などにおけるカマ音節表記は加麻が主体であつて、歌韻所属字としては**哿**(筑前国嶋郡川辺里戸籍)可(古事記歌謡四二)訶(古事記本文三一例)が見えるだけである。加嘉麻の他には麻韻に適当な字母が無いにもかかはらず(伽迦については有坂氏に論がある。「上代音韻攷」二九三〜二九四頁)、歌韻系字母に優先して使用されたその理由は、単に加麻両字が好字であるとか比較的少数劃であるとかいふだけではないであらう。あるいは初期渡来の帰化人系の用字法や梵漢対訳表記の直接の影響があるのであらうか。日本書紀に見える百済系史料(百済記・百済新撰・百済本記)には確かに加麻両字の使用例があるが、梵漢対訳表記では梵字kaには迦、maには摩があてられる場合も多く(李栄氏「切韵音系」付表、根本字訳文表など)、一概にその影響を指摘できさうにない。

この、いはばカマ音節における加麻字による前舌的a表記の傾向に平行して推古遺文などに見える奇奇宜(カガガ)(ガ)(義)の支韻所属字によるア列表記に注目してみよう。

奇(ガ)は日本書紀所引の百済系史料にも使用されてゐるが、また推古遺文に奇宜(義)がカガ音節表記に用ゐられ、これらの字母は上古歌部a→中古支韻三等i̯i(有坂氏推定音)に変化したと推定されるが、奇は見母・群母に両属し、宜義は疑母所属であつて奇gĭa→gĭ̯ə→gĭ̯i、義宜ŋĭa→ŋĭ̯ə→ŋĭ̯iと音変し、それぞれガ→ゲ(乙)→ギ(乙)に充てられたと思はれる。その上古音aは、同じく歌部所属で中古歌韻に入つた歌哥**哿**可軻などが後舌的âであつたのに比し、中古麻韻に入つた加駕嘉などと同じくいくぶん前寄りのaであり、しかも三等介音ĭのために麻韻aよりやや舌の弛みを帯びた中舌的əを経過したものであつたと思はれる。有坂氏は宜義の音変を

宜義 { ngĭ̯ɒ ∨ ngĭ̯e (→日本音gə̯e(ゲ乙)) / また唐音ngĭ̯i (→日本音gĭ̯i(ギ乙)) }

と推定されるが(上代音韻攷四二九〜四三二頁)、ɒ→eの経路も当然考へられようが、四等字移の音変をdi̯a→ji̯a→ji̯e→ji̯iと前舌寄りに介音i̯の特徴を求めると三等介音の影響はa→ə→iの経路をも考へることができよう。この推定はケ(乙)の音価推定にも支障はない。[13] 魚部陰声開口に属する居挙が推古時代ケ(乙)に充てられたのと平行して、略記すれば、

上古魚部陰声開口　一等â→ɔ→o中古模韻・五吾(ゴ甲)
〃　〃　二等a→ɛ　中古麻韻・牙雅(ゲ甲)
〃　〃　三等i̯a→i̯ə　中古魚韻・居挙(ケ乙)

と音変したのに似て、歌部の三等韻宜義奇i̯aも中古支韻i̯iに至る間、必ずや中舌的i̯əを経たもので、その中舌的音色こそ居挙(ケ乙)、宜義奇(ゲ乙)といふ推古遺文・記・万葉のケゲ(乙)音節表記が成立する基盤となつたものであらう。

さて、これらの宜義奇が前寄りのi̯aであつたにも拘らず、ガ音節表記に用ゐられたことは重要である。上古歌部には中古歌麻韻に入つた群母所属字は見られないが(支韻に入つた群母所属字は奇騎など)、疑母所属字には我俄峨蛾餓など用字に事欠かない。上代ガ音節の頭子音が疑母ŋ-系統より群母g-系統がより適切で、そのために奇g-が使用されたといふのであれば同時に疑母ŋ-系統の宜義が使用された説明がつかない。したがつて、ŋâ(我俄峨蛾餓)の系統を用ゐ

ず、iga（奇）ŋia（宜義）の系統を用ゐたとすれば、それは頭子音g-ŋ-の差といふより、中核母音aとaとの音色の違ひを想定できるであらう。ガ音節表記は、この点、カマ音節表記と同じく、一時期において、後舌的字母より前舌的字母による表記が試みられたと見なすことができよう。

歌戈韻と麻韻（あるいは支韻）が両用され得る条件にある時、麻韻（あるいは支韻）所属字の使用が優先する傾向にあるのは何故であらうか。素朴に考へてこれはやはり上代ア列が必ずしも後母音的でなく一部前舌的傾向を帯びてゐたためではないだらうか。ここでその証跡として挙げるわけではないが、少なくともア列が前寄りの傾向を見せてゐたとするならば、有尾韻字の中に見られるやや特殊な用法、すなはち明英（ともに上古陽部三等韻-a-から中古庚韻三等韻-ɐ-に入る）など中核母音にɐを推定される字母も音写の可能性を持つであらうし、一方において同じ有尾韻唐陽韻所属字がありながら、より非後舌的な庚韻所属字母を使用し得た事情もほぼ分明となつてくるであらう。明英に限らず、上古にその中心母音がa（二・三等韻、董同龢氏推定ではä）で中古に↓ɐ化（二・三等）した諸韻の中にも伯宅掖（陌韻）、伐（月韻）、幡萬（元韻）などの字母がア列表記に使用されてゐることも、おそらく同様に説明できるであらう。これらはそれぞれ一等韻aを中核母音とする鐸韻・末韻・寒韻所属字母が存在するにも拘らず、あへてア列表記に使用された例である。

五

上代ア列が非後舌的な麻韻あるいは支韻によつて表記される傾向にあつたことは、はなはだ突飛な引用ながら中国正史の倭人伝・倭国伝・倭伝の記載例からも窺ふことができる。中でも隋書倭国伝は開皇二十年（推古八年・六〇〇AD）といふ年代の明らかな記事を有し、国語表記に関しても最も信憑性の高い資料と言ふことができる。この隋書における国語の万葉仮名表記は約十八語に及ぶが、その全体の性格を論ずることは別の機会にまつこととして、当面最も興味ある事例はほかならぬヤマト、ツシマに関する表記である。

隋書はこれらを「都於邪靡堆、則魏志所謂邪馬臺也」「南望鉏羅国、経都斯麻」と記するが、魏志の「邪馬臺」を「邪靡堆」に、「対馬」を「都斯麻」に改めたことに対して従来あまり論じられることはなかつた。しかしながら、マに関してのみ言へば馬↓靡、馬↓麻の書きかへは看過すべからざる問題を含んでゐるといへる。もつとも、隋書の邪靡堆は北史倭伝によつて邪摩堆と訂する学者が多い。ただ、北史倭伝は魏志倭人伝と隋書倭国伝とを継ぎ合はせた形と見られるので校訂に際して留意する必要がある。隋書と北史の表記の異同は邪靡（摩）堆の他に「鉏（耽）羅」「阿（何）輩臺」「多利思北（比）孤」（いづれも括弧内が北史の表記）などであるが「北（比）孤」を除いてはいづれに拠るべきか確証は見当らない。靡鉏阿が隋書の単なる誤りでないこと勿論である。靡は上代万葉仮名では見なれぬ字母であるが、同韻に糜麋があり、糜は日本書紀に「佐糜（地名・神功紀）の例がある。これらの字母は、上古歌部合口に属し中古支韻（合口）三等字を形成する。これに対する開口字は奇宜義などであつて、推古時代カガ表記に充てられたことは先に述べた如くである。したがつて、靡もまた推古時代（隋書）以前、当然マ表記の可能性が存するのであつて、単純に「摩（北史）」と訂し得る事情

にはないのである。むしろ、この隋書並びに北史の表記を信ずるならば、北史が摩と記したのも躭羅→耽羅の場合に似て、なんらかの事情が介在したのかも解らない。ただ、隋書の場合には「対馬（魏志）」を「都斯麻」と改めたことは甚だ意図的である。同様に「邪馬臺（魏志）」も「邪靡堆」と訂されねばならなかつた。[14] これをマの表記に関して言へば馬→靡は魚部系麻韻字から歌部系支韻字への改訂であり、馬→麻は同じく魚部系麻韻字から歌部系麻韻字への改訂である。そして、北史の摩をこれに加へ得るなら、馬→靡→摩はさらに歌部戈韻字によつて継承されたことにならう。この表記の推移は正に前節以来検討してきた上代ア列表記の傾向とその歩調を同じくするものである。

この外国史料に見えるささやかな事例がどの程度の意義を持つものであるか、はさておき、上代のア列表記の推古朝頃の特色は認めてよからうと思はれる。すなはち歌韻系所属字母による表記が可能な場合にすら、実際に使用されたのは後舌的でない麻韻系あるいは支韻系の字母であつた、と。これは歌（戈）韻系字母の使用が優位を占める音節において、その優位さが単に歌戈韻系の字母しか使用できない条件にあつたことと比較してまつたく性格を異にする特徴であるといへる。つまり、上代ア列はほぼ推古朝以降、少なくとも一部の音節において明確な後舌母音性をすでに失ひつつあつたと見ることができると思はれる。

六

音節結合の法則によつて浮きぼりにされた母音調和の性質は、上代語をその基盤としながらその実、日本語においていつ頃確立されたものであるか分明ではなかつた。音節結合の法則においても事情は同様であつて、それが上代語に指摘し得る痕跡であつても、具体的には上代あるいはそれ以前に生き生きと役割をはたした実年代を提示したものではなかつた。おそらく、これは次のやうに考へて然るべきであらう。

日本語は、上代以前の或る時期に、確かに音節結合の法則に見られるやうな母音相互の結合様式が支配してゐた。しかしながら、その結合様式は形式的にはたしかに保持されながらも、各母音は時代と共に漸次その性質を変へつつあつた。特にア列は、かつてオ列乙類（の祖形）と対立する性質を持つてゐたにも拘らず、実際の音韻は変容を見せはじめて、後舌母音aの性格を失ひはじめた。倭人伝におけるア列の表記が必ずしも歌部所属字母に拠らないことが、この間の事情を推測せしめる。したがつて、ア列は音節によつては歌韻字に、また麻韻・支韻字にその表記を頼りながら、その本来的な結合様式を形式の上では保持しつつ、上代に及んだと見ることができよう。すなはち、麻韻・支韻系字母による表記は、その具体的なア列の内容であり、音節結合の法則は結合様式なるが故に形式的に保持されてきたア列のかつての形骸である。

ア列の漸層的変容を以上の如く推定することによつて、われわれは上代の母音組織の構造に一つの有力な推定を試みることができるであらう。

一つは、音節結合の法則は上代日本語の音韻体系中に活発な支配力を有してゐたものでなく、かつての傾向を保存してゐた消極的な法則であつたであらうこと。

今一つは、強力な後母音であつた男性母音aの変容は、単にア列

のみにとどまらず、音韻体系の全般にわたつて、漸次その影響を他の母音にも見せたであらうこと。

上代語が、すくなくともそれ自体、古代日本語の時代からその母音体系の維持に関していささかの変動をも見なかつたとは到底考へられないことである。むしろ、古代国家の形成期において古代日本語もやうやくその形態を整へつつあつたと見るのが自然であつて、この温醸された古代語の終焉を象徴的には特殊仮名遣の消滅であつたと見得るならば、その意味で上代日本語は終章への後奏曲でなければならない。まづそこに固定・安定化した不動の母音体系を想定するのは不可能であらう。したがつて、ア列母音の変容の意義は、上代母音問題の今後における核心的主題であると言はねばならない。

〔注〕(1)「古代日本語に於ける音節結合の法則」国語音韻史の研究増補新版所収、一一五～一一六頁。

(2) 上代音韻攷三八〇～三八三頁。

(3)「上代日本語における母音組織と母音交替」京都大学文学部、五十周年記念論集一〇〇二頁。

(4)「南北朝詩人用韻考」漢語史論文集所収一〇～一二頁。

(5) 注(2)書二九五～二九七頁。

(6) たとへば古事記の歌謡・訓注・本文において良・羅の使用傾向を見ると、――左の図表を参照――数的には良使用が羅を上廻る。これは大宝戸籍帳の場合も同傾向であつて、良羅を両用したのはわづかに豊前国上三毛郡塔里戸籍のみで、他はすべて良の単用である。したがつて、良は早くから単音節表記仮名として定着したらしく思はれる。来母はラ表記に適当な麻韻所属字を欠くので、良の中心母音が有坂説の如くでないならば、いささか事情は複雑になつてくる。

／	歌謡	訓注	本文
良	101	1	52
羅	2	0	22

(7) 歴史語言研究所集刊第十八本所収、一九八頁・二〇四頁。

(8) 注(4)書三六～四一頁。

(9) 参照、橋本進吉「古代国語の「え」の仮名について」著作集第三冊所収。
有坂秀世「万葉仮名雑考」国語音韻史の研究増補新版所収。

(10) 周知の如く、サ行頭子音の音価推定に関しては有坂秀世・馬淵和夫など先学諸氏にそれぞれ説がある。また大野透氏は「沙の仮名は最古の金石文たる隅田八幡宮鏡銘（推古期以前）や斉明4年観心寺阿弥陀仏銘などに見えるに対し、佐の最古例は天武10年山名村碑の例であり…（中略）…沙は佐よりも古い」（万葉仮名の研究一六〇頁）とされる。

(11) ラ音節については注(6)参照。

(12) 注(2)書三八三頁。

(13) 服部四郎氏がケ乙をkəiと推定されたことに対し、有坂氏は居挙（切韻kïö＜古音kïo＜kïâ）の字音が未だかつて{kəi}に近いものであつた形跡がない、とされた。（上代音韻攷四二九～四三一頁）。有坂氏は挙居の古音kïâ＞kïeを想定し、日本ケ乙の音価をkəeと想定することによつてよく説明がつく、と見られた。しかし、居挙の温州・寧波・上海音がśśüであり、同転同母同等の「鋸」が上海音śśü又はkeで、同転暁母同等の「許」が上海音śśü又はheである、と述べて居られるやうに、中舌的音色をもつものが見え、

また唐五代西北方音では魚韻は止摂に入つてu・yに充てられ、その音価は[i]的と見られてゐるので、中古に中舌的ə を想定することはさして難事ではない。むしろiəよりiəの方がはるかに可能性があるといへよう。iəではケ乙にややあて難いのではなからうか。

(14) 対・堆・輩などの哈灰韻所属字の用法は別に論じられなければならない。

—九州大学教養部助教授—